1989年6月1日　毎月1回　1日発行　第98号　ハンド・イン・ハンド

逐次刊行物
1年 730円
国立婦人教育会館
婦人教育情報センター

HAND in HAND

はんど・いん・はんど

〔家裁・弁護士への不満・訴え募集中〕

■10年ほど前に、俵萌子さんらが中心となり、行動を起こす会の女たちが家裁に対する要望を出したことをご存知の方も多いと思います。金住典子弁護士によれば、その要望書のおかげで、やはり家裁の調停のあり方もずいぶん変わってきたと現場にいて感じるとのことです。そこで私たちが、第2弾の要望を出せたら、なおいいのではないかと、先日の離婚制度研究会でも話がでたのです。

■というのも、最近、また、とみに家裁の調停に対する不満が多くなっているからです。いまだに「女大学」を持ちだす調停委員や、男性調停委員に同調するだけで一言も意志を伝えない女性調停委員がいるようですし、相談機能の無さや、調停の早期打ち切りなどシステムに対する不満、要望も続出しています。

■もちろん、良心的な人も多いのですが、外部の研究会に出ることさえ禁じられていては家裁内部からの改革は望めそうもありません。やはり、利用者である私たちが，体験をしっかりと記録してそれを訴え、そして、たとえば調停委員の任用基準を公表してほしいとか、家裁のシステムをこのように改善してほしいとか具体的な要望を出していくべきだと思います。

■家裁にだけでなく、弁護士にも、そして行政の婦人相談室や無料相談に対しても同様で、私たちの体験をまず書きつづり、この点はこうあってほしかったと訴えていきませんか。今号に同封した返信用封筒に、老後アンケートと共にぜひ訴えもお送り下さるようお願いします。書くのが苦手な方は電話番号を明記して下されば、こちらからお電話いたします。

（円より子）

海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚－それは旅の半ばの一つの出来事。新たな旅立ちをした女たちはいま手をとりあい、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。ハンド・イン・ハンドは生きやすい社会をめざし、支えあう女たちの流木である。

98

第98号　200円　禁無断転載
【発行日】1989年6月1日
【発行所】現代家族問題研究所
東京都渋谷区神宮前3－33－2－202
〒150　電話03（402）7354，4385
【分室】　0484-81-0496　児玉
【発行・編集人】　円　より子
【編集スタッフ】　有賀佐知子
【印刷】　㈱日出島

アンケートのお願い

円より子

五月三日の新聞報道で、昨年の自殺者のうち、高齢女性の自殺が急増しているとありました。

特に配偶者と死に別れたケースが目立つとのことですが、年金制度の未成熟さからくる経済的困窮も大きな要因でしょうし、家族主義的教育を受けた彼女たち世代と、親の扶養はしないと考える子供世代とのギャップもあるでしょう。

子供が独立し、夫に先立たれた妻が生きる目標を失う、いわゆる「空の巣症候群」も要因かもしれません。また、病苦やその介護をしてもらうことの気がねなど、自殺の原因はいくつも重なっていると思います。

けれど、自殺の原因は誰にでもあるといえばいえます。離婚した女たちは、持ち家もなければ、子供が独立するまで必死で、自分の老後の蓄えなどひとつもないといった、さらに悪い状況にあるのではないでしょうか。

それでも、早くからシングルを選んだ女たちは、孤独を乗り切る術を持っているし、友人も趣味も生きがいもあるようです。決して自殺などを選びはしないでしょう。「でも、やっぱり老後のことは気になる」という声が、この頃、ハンドの会合でも合宿でも聞かれます。

「子供が独立したらパートナーがほしい」「健康が頼りだから、からだを鍛えているの」「みんなでハンドの家を建てて、管理的ではない自由な、シニアハウスを運営しましょうよ」などなど、いろいろな話がでています。定年を指折り数えて待ち、定年後はハンドの事務局や一一〇番を手伝うんだと張りきっている人もいます。

「老後」というとまだまだと思う人も多いでしょう。でも、老後は三十代から始まるという考えも。老いてからでは遅いわけです。

さあ、あなたの老後は？　というわけで「離婚と老後」のアンケートを実施します。離婚女性の老後のことなど眼中にない、厚生省や企業に考えてもらうきっかけになればとも思っています。記名の必要はありません。どうぞ同封の封筒でご返送ください。

（横組みなので、8頁目がアンケートの頭です）

締切りは六月二〇日。

弁護士110番

Q　私が一人娘のため、両親をみることと稼業を継ぐ目的で婿養子を迎え、三年になります。夫は結婚して一年経ったころから外泊するようになりました。女性がいることは感じておりましたが、先日ラブレターを見つけて不貞を確信しました。心を入れ換えてくれるように頼みましたが真面目に話し合ってくれません。離婚したいと申しましたら、自分は婿養子だし、妻の方から離婚を言い出したのだから私の方から慰謝料を払えと言います。夫の不貞が原因でも私が慰謝料を払わなくてはならないのでしょうか。

A　婚姻は、両性の意思の合致と、婚姻届けという形式に基づいてのみ成立し、二人で新しい共同生活を築いていくものであり、何れかが相手の家に入るというものではありません。婚姻に際して妻の氏を称しようと、夫の氏を称しようと、相手の両親と養子縁組みをしようとしまいと、婚姻の本質に影響を及ぼすものでありません。

離婚に伴う解決金として一般に授受されるのは慰謝料・財産分与等の他、法律上請求権があるわけではないけれど、スムーズに協議離婚するための金銭（文字どおりの解決金）です。一般的には、妻が夫から受け取っているのが実情ですが、これは「女だから男にお金を貰って当たり前」だからでもなければ、「妻が夫の家に嫁入りして、そこを出るから払って貰う」ものでもありません。慰謝料は自己の違法有責な行為で相手方に精神的苦痛を与えた場合にその精神的苦痛を慰謝するため、財産分与は夫婦で築いた財産を清算するため、純粋の解決金は離婚裁判等を回避して円滑に離婚するために払うものです。

ですから、どちらが先に離婚を要求したか、どちらの氏を称しているかで慰謝料の支払い義務が決まるわけでもありません。ただ、解決金を払って円満に離婚するのは選択肢に入れても良いでしょう。

弁護士　竹川幸子

6．老後をどのように生きていきたいと思いますか。(ひとつだけ)
1．寝たきりや痴呆にならず、元気で長生きできると思う
2．寝たきりなど身体の自由がきかなくなっても長生きしたい
3．身体の自由がきかず、元気に活動できないくらいなら長生きしたいと思わない
4．身体の自由はともかく、痴呆状態になったら長生きしたいと思わない
5．わからない
6．その他(　　)
7．〔子どものいる方に〕老後の子どもとの関係について次の4点にわたりお伺いします
①精神的に子どもとはどのようにつきあいたいと思いますか。(ひとつだけ)
1．日常的に交流し、深くつながっていたい
2．時々、または必要に応じて交流し、ある程度距離をもってつながっていたい
3．子どもに寄りかからず、自分自身の老後を生きたい
4．その他(　　)
5．わからない
②経済的に子どもとはどのような関係でありたいですか。(ひとつだけ)
1．子どもから経済的援助を受けたい　　2．経済的援助は受けたくない
3．その他(　　)
4．わからない
③子どもと同居したいですか。(ひとつだけ)
1．したい　　2．したくない　　3.わからない
④あなたの生活に介助が必要になったとき、子どもにそれを期待しますか。(ひとつだけ)
1．子どもに介助してもらいたい　　2．子どもをあてにはしたくない
3．その他(　　)
4．わからない
8．老後のあなたの役割や必要とされる場はどこだと思いますか。(自由回答)

9．老後の孤独についてどのようにお考えですか。(自由回答)

10．あなたが亡くなったらどこの墓にはいるつもりですか。(ひとつだけ)
1．実家の墓にはいる
2．自分のための墓を購入したい(した)
3．わからない
4．その他(　　)

ご協力どうもありがとうございました。

現代家族問題研究所 (1989.6.1)
円より子・村井美紀・内藤和美

②〔老後の準備を体力増進や健康保持と答えた方に〕具体的にどのような配慮をしていますか。
1.食生活に気をつける　2.健康診断を定期的に受ける
3.規則正しい生活をする　4.睡眠・休養を充分にとる
5.ストレスの解消を心がける　6.運動する
7.酒やたばこを慎む　8.栄養剤、ビタミン剤、健康食品などをとる
9.その他(　　)
③〔始めたという方に〕いつから準備を始めましたか。(ひとつだけ)
1.若いうちから　2.子どもに手がかからなくなってから
3.子どもが社会人になってから　4.定年や退職の少し前から
5.離婚を契機に
6.その他(　　)
④〔始めていないという方に〕今後準備を始めるつもりはありますか。(ひとつだけ)
1.これから始めるつもり
3.始めたいが現在の生活に精一杯で始める余裕がない
2.とくに考えていなかった
4.始める必要を感じない
⑤〔これから始めるつもりの方に〕具体的にどのような準備を始めようと思いますか。(ひとつだけ)
1.年金、貯金などの経済的準備　2.住居の確保
3.体力増進や健康保持の努力　4.家族関係の充実
5.趣味など余暇の充実　6.地域での友人・仲間作り
7.職を得るための技術・技能の習得
8.その他(　　)
⑥〔これから始めるつもりの方に〕いつから始めようと思いますか。(ひとつだけ)
1.若いうちから　2.子どもに手がかからなくなってから
3.子どもが社会人になってから　4.定年や退職の少し前から
5.離婚を契機に
6.その他(　　)

9．ひとりで生きることをどう思いますか。そのメリット、デメリットなどご自由にお書きください。

9．どんな時に孤独を感じますか。またそれにどのように対応していますか。ご自由にお書きください。

Ⅳ．老後の生活

1．老後の生活でとくに大切にしたいことはどのようなことですか。(ひとつだけ)
1．仕事　2．趣味、教養、学習
3．友人や地域の人との交流　4．家族とののんびり気ままな生活
5．その他(　　)

5．老後の生活の場としてどこで暮らしたいですか。(ひとつだけ)
1．自分の家　2．子ども達の家
3．老人ホーム等公的施設　4．それ以外の共同生活
5．わからない
6．その他(　　)

③〔持ち家以外の方に〕今後家を購入したいと思いますか。(ひとつだけ)
1.思う　　2.思わない
④〔持ち家以外の方に〕思う理由、思わない理由を教えてください。

III. 老後にむけて
1. 老後の生活を共におくりたいと思う相手は誰ですか。(ひとつだけ)
1.夫
2.同居しているパートナー(異性)
3.つきあっている友人(異性)
4.現在はいないが、いずれ異性の友人と
5.娘　6.息子
7.友人(同性) とおくることになるだろう
8.兄弟姉妹たちとおくることになるだろう
9.そのような相手はいない
10.その他(　　)
2. 〔配偶者、パートナーがいらっしゃらない方に〕今後の再婚やパートナーについてどう考えていらっしゃいますか。(ひとつだけ)
1.できるだけ早く再婚したい　2.子どもが社会人になってから再婚したい
3.子どもが結婚してから再婚したい　4.再婚せず1人で生きていきたい
5.再婚したくないがなんらかの形でパートナーや共同生活者を得たい
6.その他(　　)
3. 現在あなたは健康ですか。(ひとつだけ)
1.非常に健康である　2.人並みに健康である
3.病気がちである　4.病気である
4. 老後の自分の健康に不安がありますか。(ひとつだけ)
1.不安がある　2.少し不安がある　3.とくにない
5. いままでに老人の介護の経験はありますか。
1.自分の両親や祖父母の介護をしたことがある
2.夫の両親や祖父母の介護をしたことがある
3.知人・友人の介護をした経験がある
4.経験したことはない
6. 「老後」とはいつからだと思いますか。(ひとつだけ)
1.60才ころから　2.65才ころから　3.70才ころから
4.退職(　　才) したときから　5.日常生活が不自由になった時から
6.その他(　　)
7. 老後の生活について考えたことがありますか。(ひとつだけ)
1.よく考える　2.時々考える
3.あまり考えない　4.全く考えていない
8. 老後のために何か準備を始めていますか。
1.始めている　2. 始めていない
①〔始めたという方に〕具体的にどのようなことをしていらっしゃいますか。
1.年金、貯金などの経済的準備　2.住居の確保
3.体力増進や健康保持の努力　4.家族関係の充実
5.趣味など余暇の充実　6.地域での友人・仲間作り
7.職を得るための技術・技能の習得
8.その他(　　)

4．働いて得る収入以外の収入がありましたら種類と金額を教えてください。（月額）

1.児童扶養手当(　　)円
2.年金〔種類　　(　　)円〕
3.生活保護(　　)円
4.夫からの養育費(　　)円
5.親族からの援助(　　)円
6.不動産収入(　　)円
7.親の遺産利子(　　)円
8.預金、有価証券配当金(　　)円
9.その他〔種類　　(　　)円〕

5．現在の貯金額はどれくらいですか。(ひとつだけ)

1．100万円未満　2.100 ～200 万円未満　3．200 ～300 万円未満
4．300～400 万円未満　5.400 ～500 万円未満　6．500 ～600 万円未満
7．600～700 万円未満　8.700 ～800 万円未満　9．800 ～900 万円未満
10.900～1000万円未満　11.1000 万円以上　12．なし

6．貯金をする主な目的は何ですか。(ひとつだけ)

1.生活費のたしにする　2.教育費のため
3.住宅資金として　4.病気や事故への備え
5.老後の備え　6.その他(　　)

7．私的保険や年金に入っていますか。(ひとつだけ)

1.入っていない
2.入っている
保険(　　)
年金(　　)
その主な目的は何ですか
1.財テクのため　2.教育費　3.病気や事故への備え
4.老後への備え　5.死後の子どもたちのために

8．〔子どものいる方に〕子どもが進学を希望したとき、学費はどのようにして賄いましたか（ますか）

〔高校の場合〕
1.あなたが負担する(した)　2.本人が負担する(した)　3.夫が負担する(した)
4.親族からの援助を受ける(受けた)　5.なにも準備していない(行かせられなかった)
6.その他(　　)

〔大学・専門学校の場合〕(ひとつだけ)
1.あなたが負担する(した)　2.本人が負担する(した)　3.夫が負担する(した)
4.親族からの援助を受ける(受けた)
5.なにも準備していない(行かせられなかった)
6.その他(　　)

9．老後の経済基盤はなにを中心にする予定ですか(ひとつだけ)

1.賃金　2.年金・恩給　3.財産
4.子どもなどからの仕送り
5.その他(　　)

10．あなたのいま住んでいるのはどのような家ですか。(ひとつだけ)

1.持ち家（一戸建）　2.持ち家(マンション)　3.借家(一戸建、マンション)
4.社宅・官舎　5.間借り(民間)　6.親の家、または親の持ち家
7.その他(　　)

①〔持ち家と答えた方に〕ローンの支払いがありますか。(ひとつだけ)

1.いいえ　2.はい(それが月の収入に占める割合　　%)

②〔家賃を払っている方に〕それが月の収入に占める割合は何%ですか。

(　　)%

9．〔離婚された方へ〕別れた夫との今後の関係についてどのようにお考えですか。
1.子どもとの関係も含めいっさい他人でいたい　(ひとつだけ)
2.子どもとの関係は尊重するがその他は他人でいたい
3.冠婚葬祭の付き合いはする
4.相手から何らかの働きかけがあればそれはあえて拒まない
5.万一の時はたすけあってもよい
6.友達でいたい
7.その他(　　)

II．あなたの経済生活面についてお伺いします。
1．あなたの生活費は何によって賄われていますか。
1.あなたが働いて得る収入　2.夫の給料　3.貯金等をきりくずして
4.離婚時慰謝料　5.子どもの養育費(夫からの送金)
6.親族からの援助　7.親の遺産　8.年金
8.児童扶養手当等公的扶助費　9.生活保護　10.その他(　　)
2．あなたは現在働いていらっしゃいますか。
1.はい　2．いいえ
3．働いている方にお伺いします。
①どのようなお仕事ですか。(ひとつだけ)
1.事務職　2.専門職・技術職　3.商業・サービス業
4.工業・製造業　5.農林・漁業
それぞれの仕事の内容を具体的に(　　)
②どのような働き方ですか。(ひとつだけ)
1.経営者　2.公務員　3．正社員(常勤)
4.自営業手伝い　5.非常勤職員・パート　6．自由業
③働いて得る年収はどれくらいですか。(ひとつだけ)
1.100 万円未満　2.100 ～200 万円未満　3．200 ～300 万円未満
4．300～400 万円未満　5.400 ～500 万円未満　6．500 ～600 万円未満
7．600～700 万円未満　8.700 ～800 万円未満　9．800 ～900 万円未満
10 900～1000万円未満　11.1000 万円以上
④保険には入っていますか。(ひとつだけ)
1.会社の健康保険　2.国民健康保険
3.共済組合保険　4.その他
5.入っていない
⑤公的年金に入っていますか。(ひとつだけ)
1.厚生年金　2.共済組合年金　3.国民年金
4.その他　5.入っていない
⑥現在のあなたの仕事には定年制度がありますか。(ひとつだけ)
1.ある(　　)才　2.ない
⑦今後転職や再就職の希望はありますか。(ひとつだけ)
1．ある　2.ない
その理由を教えてください(　　)
⑧老後(定年・退職後)も現在の仕事(職種)を続けたいと思いますか。(ひとつだけ)
1．できるだけ長く続けたい
2．定年(退職)後は他の職種に変わり、70才位まで働きたい
3．定年(退職)後は他の職種に変わり、65才位まで働きたい
4．老後は仕事をしたくない　5．わからない
6．その他(　　)

老後に関するアンケート

＊以下の質問におこたえください。（　）内には具体的な数字や事柄を、選択肢のある設問には該当する所に○を付けてください。答えの数は設問毎に指示した数だけ答えてください。

Ⅰ．あなたとあなたのご家族についておききします。

1．年齢 ― 満（　　）才、性別 ― 女・男

2．現在一緒に暮らしている方はあなたを含めて何人いますか。また、その方との関係を具体的に教えてください。（具体的に）

〔例　子ども２人、父、母、本人－計５人〕

〔　　〕

3．あなたは今結婚していらっしゃいますか。（ひとつだけ）

1.結婚している〔配偶者と同居－結婚（　　）年〕
2.結婚している〔配偶者と別居－結婚（　　）年、別居（　　）年〕
3.離婚した〔結婚（　　）年、離婚後（　　）年〕
4.再婚した〔離婚後（　　）年、再婚後（　　）年〕
5.入籍していないがパートナーと同居している〔離婚または別居後（　）年、同居後（　）年〕
6.その他（　　）

4．あなたにお子さんはいらっしゃいますか。（ひとつだけ）

1.いる　　2.いない

①〔いるとお答えになった方へ〕お子さんの性別、年齢、学籍を教えてください。〔例・女、９才小学４年生。男、２１才社会人〕（具体的に）

②〔離婚なさった方へ〕離婚時どちらが子どもをひきとりましたか。（ひとつだけ）

1．妻　　2．夫　　3.夫婦でわけた

③〔離婚なさった方へ〕離婚時養育費の取り決めはなさいましたか。（ひとつだけ）

1．しなかった
2．した〔１人について月額（　　）円〕
〔それ以外の取り決め内容
　　〕

④〔養育費の取り決めをした方へ〕その取り決めは現在履行されていますか。（ひとつだけ）

1．履行されている
2．履行されていない
3．子どもが成人に達したのでおわった

5．あなたはいつまで子どもの生活を経済的にサポートするべきだと思いますか。（ひとつだけ）

1.高校卒業まで　　2．大学・専門学校卒業まで
3.社会人になるまで　　4．結婚するまで
5.その他（　　）

6．子どもの生活の自立の時期はいつ頃だとお考えですか。（ひとつだけ）

1.高校卒業時　　2．大学・専門学校卒業時
3.社会人になる時　　4．結婚する時
5.その他（　　）

7．あなたの御両親についてお伺いします。（おのおのひとつだけ）

①父親は　1．健康　2．病気　3．亡くなった　4.親の別居・離婚で音信不通
②母親は　1．健康　2．病気　3．亡くなった　4.親の別居・離婚で音信不通

8．結婚期間中、親との同居経験はありますか。

1.夫の親との同居経験あり　2.妻の親との同居経験あり　3.なし

百号記念合宿参加者募集中

〔日時〕八月十二日（土）～十四日（月）の二泊三日。十二日～十三日の一泊参加、十三日のみの**日帰り参加**もできます。

〔会場〕国立婦人教育会館（東武東上線池袋駅から急行で約一時間の武蔵嵐山駅下車徒歩五分）

〔テーマとスケジュール〕

十二日（土）午後一時、研修室にて集合・受付。（池袋を十時半の急行に乗り、会館で昼食をとる予定です）

一時半～四時半。自己紹介と円より子の話。ディスカッション。

この間、子供たちは先生の引率で、体育館や運動場で遊びます。

十三日（日）午前九時半～十二時半。シンポジウム「離婚と家族」第一部「老後のアンケート発表と問題提起」（円より子）。第二部「**離婚と家族**」（金住典子）第三部「**体験発表**」（子供の立場から、親の立場から）

午後一時半～四時半。「老後の問題（再婚等も含めて）と「親子の問題」について四分科会で討議をします。

夜は食堂で懇親会の予定です。

この日、子供たちは午前中は買い物と調理で、再び料理に挑戦。午後は工作・絵画・作文・遊びの予定。なお、小学校高学年以上の子供は、午後からの分科会に参加することもできます。

十四日（月）午前十時～十二時。研修室で反省会と今後のハンドの活動について。

〔参加費〕宿泊費は大人と小学生以上の子供一泊一三〇〇円。幼児は八〇〇円。食事代は別。カフェテリア方式。合宿参加費として一人二〇〇〇円（十三日のみの日帰り参加者は半額です）

〔申し込み方法〕予約金一〇〇〇円を添えて、参加日時と場所（池袋駅か現地か）をはっきり書き、参加者の氏名・年齢・性別・住所・電話番号を忘れず、表記事務所あてにお送り下さい。

〔締切り〕なるべく**七月二十六日**までに。

〔追記〕小学校高学年以上のお子さんなら、親のつきそいがなくても参加OKです。

（問いあわせは
〇三－四〇二－七三五四へ
平日十時～十七時の間に）

大阪夏合宿のお知らせ

〔日時〕七月二八日（金）～三十日（日）の二泊三日。日帰り参加、一泊参加もできます。

〔宿泊〕京都厚生年金休暇センター（京都府綴喜郡田辺町）。テニスコート、プール、パターゴルフ、ゲートボール施設あり。

〔スケジュール〕

二八日（金）午後十二時、JR上田辺駅または近鉄新田辺駅に集合。

二九日（土）午前十時半、近鉄奈良駅に集合。奈良公園一帯でデイプログラムを組んでいます。

三十日（日）午後十二時頃、解散。

・詳細は決定次第、参加申込者に連絡します。

〔参加費〕宿泊費は一泊九五〇〇円（税、サ込）。子供は五五〇〇円。他は実費。

〔申し込み方法〕申込金一〇〇〇円を添えて、氏名、年齢、住所、参加日程を記載の上、左記まで。子供の分も明記して下さい。

■事務局便り■

☆消費税導入で、ハンドの郵便料も印刷費もあがりました。元より赤字なのできついですが、購読料の値上げはしません。

それにしても、多くの皆さんはきちきちの家計でしょうに、大変ではありませんか。どのように対処しておられるのか、ご意見、お寄せください。

☆今日、五月十七日は、藤波・池田取り調べで、日本中、またもリクルート、リクルート。

ニュースを見すぎて、睡眠不足の私です。

☆今月号のアンケート、八月の合宿で発表しますので、六月二〇日までにご投函下さい。

（円より子）

☆四月中旬から、事務所のお手伝いをしています。お手伝いといっても、右も左もわからず文字通り右往左往という感じ。主に研修会と離婚講座のお世話をさせて頂いてます。皆様からの電話をお受けすることもあるかと思いますのでよろしくお願いします。

（星野）

第一〇六回ニコニコ離婚講座

六月二十四日（土）一時半～五時。JR飯田橋駅隣接のセントラルプラザ十二階。参加費は千五百円。岩崎美穂さんの「離婚はこわくない」。金住典子弁護士による「離婚の法律」。希望者は電話で予約を。

☎〇三－四〇二－七三五四

会合のお知らせ

★東京の会合

六月二十一日（水）午後六時半から。会場は千駄ヶ谷社会教育館（JR千駄ヶ谷駅下車徒歩三分）

六月二十五日（日）世田谷分室

先月号でもお知らせしたようにさん宅で毎月最終日曜日の午後、ハンドの発送をしながら、おしゃべり会をします。どうぞご参加下さい。

★大阪のニコニコ離婚講座

六月五日（月）一時半～。大阪府情報文化センター（住友中之島ビル五F）参加費は千円。

七月八日（土）例会。竹川事務所にて。午前十時半～。

離婚制度研究会のお知らせ

第四回の研究会を六月一日（木）、午後六時～八時半。豊島区民センター（☎〇三－九八四－七六〇一）で開きます。参加費は千円。希望者は電話で申し込みを。

☎〇三－四〇二－七三五四

●ハンド　求人案内●

〝ニッセイ〟（NISSAY）にあなたの自立をお手伝いさせていただけませんか？　勇気をもって飛び込んでみましょう!!

ぜひ一度新宿NSビルでの会社説明会に参加してみて下さい。詳細は御一報いただければ資料をご送付させていただきます。

東京都新宿区西新宿二－四－一
新宿NSビル6F
日本生命新宿NS支部
担当　小瀧、守屋　迄

☎（〇三）三四二－〇七一三～四
お待ちしております。

☆離婚一一〇番

〇三－四〇二－七三五四

〇三－四〇二－四三八五

電話相談は第一、第三土曜日が午後一時～四時。第二、第四、第五土曜が午後七時～十時。

購読料について

現在つぎの三通りの方法をとらせていただいています。

①一年間三〇〇〇円（送料共）

②二年間まとめて前払いしてくださる方には、二年分、六〇〇〇円のところを五〇〇〇円に。

③出世払いもしくは免除

どうしても苦しい方は、いつでも遠慮なく申し出てください。それぞれ出費が多く大変でしょうが、期限切れの通知の入った方、またはこの折にという方、いずれもご都合のよい方法でどうぞ。

（振込先）各地の郵便局にて振込用紙は無料でもらえます。

東京－四－一二〇五四二
ハンド・イン・ハンドの会